

○北海道警察公安捜査隊規程の運用について

平成29年 3 月 29 日

道本備第5320号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

北海道警察公安捜査隊規程（平成10年警察本部訓令第12号）の解釈及び運用方針については、これまで「北海道警察公安捜査隊規程の運用について」（平26. 3. 10道本備第3462号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、部隊編成について所要の見直しを行い、平成29年4月1日から次により実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成29年3月31日付けで廃止する。

記

第1 見直しの主な内容

- 1 広報を担当する隊員に関する部分を削除した。
- 2 隊員の指定にあたり、指定書の様式を廃止した。
- 3 文書管理規程の改正に伴い別記様式の一部を見直した。

第2 解釈及び運用方針

項 目	解 釈 ・ 運 用 方 針
1 任務（第3条関係）	(1) 「大規模若しくは重要若しくは特異な警備事件」とは、警備部所管事項のうち、北海道警察捜査指揮規程（平成4年警察本部訓令第15号。以下「指揮規程」という。）第3条に規定する警察本部長指揮事件及び指揮規程第4条に規定する方面本部長指揮事件に該当するものをいう。 (2) 「これに発展するおそれのある警備事案」とは、いまだ前事項に定める事件には該当しないが、これに発展する蓋然性が高いと認められる事案をいう。 具体的には、社会的反響の大きい労働運動又は大衆運動に伴い、大衆の暴動化又は集団的暴力行為の発生が予想される場合で、警備本部、警備対策室等を設置して対処する必要があるものをいう。
2 編成（第4条関係）	(1) 公安捜査隊は、警備部門の警察官のほか、生活安全部門及び刑事部門の警察官をもって編成することを原則とする。 また、警護警備実施等のように警備部門の警察官の任務が重複するような場合については、万全な警備体制がとれるよう関係課と協議を行う。 (2) 公安捜査隊の編成は、別添「北海道警察公安捜査隊編成表」を基本として、警備実施の規模、警備事件の態様等に応じてその都度必要な隊及び班を編成するものとする。 なお、隊員の指定所属及び指定人員については、組織改正等に応じて別に定め、その都度、隊員の指定所属の長（以下「所属長」という。）に通知するものとする。
3 隊員の指定	(1) 所属長は、所属の警察官の中から、捜査経験、健康状態等

(第5条関係)	を勘案して真に隊員としての適格性を有すると認められる者について、公安捜査隊員推薦（解除申請）書（別記第1号様式）により、警察本部長（札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部長経由）に推薦するものとする。 (2) 警察本部長は、隊員の指定を行ったときは、公安捜査隊員指定（解除）通知書（別記第2号様式）により、当該所属長に通知するものとする。 (3) 所属長は、隊員の指定を受けた者が疾病、人事異動（所属内異動を含む。）等により、隊員の指定を解除する必要があると認められるときは、公安捜査隊員推薦（解除申請）書により、警察本部長（札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部長経由）に申請するとともに、代替者を隊員として推薦するものとする。 (4) 警察本部長は、所属長から隊員の指定の解除申請を受けたときは、その内容を検討の上、指定の解除を必要と認めたときは、公安捜査隊員指定（解除）通知書により、当該所属長に通知するものとする。
4 出動要請（第6条関係）	(1) 警察署長は、公安捜査隊の出動を要請する場合は、警察本部長（札幌方面以外の方面の警察署長にあつては、当該方面本部長）に要請するものとする。 なお、要請を受けた方面本部長は、当該方面の大隊以外の部隊の出動が必要と認めたときは、警備部長と協議の上、警察本部長に要請するものとする。 (2) 前事項に定める出動要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。 ア 出動要請の理由 イ 出動の日時及び場所 ウ 出動期間 エ 出動人員 オ 必要な装備資機材の種別及び数量 カ その他必要と認める事項
5 派遣命令（第7条関係）	(1) 警察本部長又は方面本部長が命ずる隊員の派遣又は招集は、4の(2)のイからカまでの事項を明らかにして行うものとする。 (2) 所属長は、隊員の派遣命令を受けた場合において、当該派遣命令に係る隊員がやむを得ない事情により派遣に応じられないときは、警察本部公安第一課長と協議の上、代替者を派遣するものとする。
6 教養訓練（第8条関係）	(1) 隊員の教養訓練は、警備事件等の捜査活動に必要な法令、現場採証、検挙活動、身柄措置、書類作成、追跡捜査等の要領について、実践的な訓練を実施し、捜査能力の向上を図るものとする。

	(2) 教養訓練の実施時期、方法、内容等は、別に指示するものとする。
--	------------------------------------

※ 別添及び別記様式省略